

【論点⑧】CMRの制度上の位置づけ

論点⑧ CMRの制度上の位置づけ

- 既存の建設関連業（測量・建設コンサルタント等）における各登録制度との比較による現状把握
- 建設コンサルタント登録規程（任意の登録制）について、技術管理者の要件や申請手続きの内容を確認



- 登録（届出）制の導入可否の検討を行う（登録までのフローや必要事項の確認）
- CMRの登録にあたり必要な知識・技術等に関する登録要件の明確化を図る

■現在の状況

- CM業務には、建設関連業（建設コンサルタント登録規程等）における登録制度のような、制度的な位置づけは、現状では存在していない。
- 現在、CM業務を主に担う事業者は、一定程度の実績を有する企業が多いため、直ちに不良不適格事業者が、CM事業に参画する可能性は低いと考えられる。
- CMRには、建設生産システム全般に係るマネジメントの実施が求められていることから、高いスキルが必要と考えられるが、CM業務は、一般的にその業務内容が多岐に渡ることや、定型的な成果物がある業務ではないことから、CMRの能力やスキルを定量的に把握することは困難である。
- 発注者がCM業務を利用しやすい制度を構築する上で、対外的にCMRの能力等を担保するための資格要件等について検討するとともに、将来的には、CMR選定の基礎となる情報を蓄積するために、CMRの役割を担うことが可能な企業等について登録等を行う仕組みの必要性について検討していくことが求められる。

■ 登録制度が構築された場合に考えられる効果

- 仮に、技術者の配置及び財産的基礎・金銭的信用を登録要件とすれば、一定の技術力・経営力が担保されることや、受注実績・技術的能力・経営状況など様々な企業情報を利用することにより、競争参加資格の有資格者業者名簿の作成や入札参加資格要件の確認時において、発注者の事務手続きの簡素化にも寄与することも考えられる。
- 不良不適格事業者が排除されることにより、業界の健全な発展に資するほか、賠償能力など資産的要件についても判断が必要になってくることから、将来的な保険制度の構築にも寄与するのではないかと考えられる。



- まずは、既存の登録規程の部門新設における登録要件について検討し、登録制度の可否について検討することが必要。
- 既存の登録規定の部門の新設については、土木では過去に建設コンサルタントのマネジメント部門の新設を中長期的に検討すべく議論されている。建築においては特に議論されたものはない。
- 登録要件になり得る技術者資格については、既存の資格の適用で考えてみると、建築では、CCMJ、一級建築士が、土木では、選択科目まで含めれば技術士（総合技術監理部門）がその候補となる可能性がある。

○ 建設関連業である、測量・建設コンサルタント・地質調査等についての登録概要は以下のとおり。

業種	測量業	建設コンサルタント	地質調査業
根拠法令等	測量法（昭和24年法律188号，業者登録昭和36年法律106号追加）	建設コンサルタント登録 規程（昭和52年建設省告示717号）	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示718号）
規制の性格	法律による規制（登録がなければ測量業を行うことは不可），登録制（有効期間5年）	任意の制度（登録がなくても建設コンサルタントを行うことは可）登録制（有効期間5年）	任意の制度（登録がなくても地質調査業を行うことは可），登録制（有効期間5年）
目的	国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し，若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について，その実施の基準及び実施に必要な権能を定め，測量の重複を除き，並びに測量の正確さを確保するとともに，測量業を営む者の登録の実施，業務の規制等により，測量業の適正な運営とその健全な発達を図り，もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資すること。（測量法第1条）	建設コンサルタント登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する建設コンサルタントについて，建設省に備える建設コンサルタント登録簿に登録することによる，個々の建設コンサルタントの業務内容を公示し，これらの建設コンサルタントを利用する依頼者の便宜に供するとともに，併せて建設コンサルタントの発達助長に資する。（昭和52年建設経済局長通達）	地質調査業者登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する地質調査業者について，建設省に備える地質調査業者登録簿に登録することによる，個々の地質調査業者の業務内容を公示し，これらの地質調査業者を利用する依頼者の便宜に供するとともに，併せて地質調査業者の発達助長に資する。（昭和52年建設経済局長通達）
登録に関する実質的要件	営業所ごとに測量士（技術者として基本測量・公共測量に従事する者）を1名以上置くこと（法第55条の13）	登録する部門毎に専任の技術管理者を置くこと（規程第3条1項1号）建設コンサルタント業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用（資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上）を有すること（同2号）	専任の技術管理者を置くこと（規程第3条1項1号）営業所毎に専任の現場管理者を置くこと（同2号）地質調査業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用（資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上）を有すること（同3号）



I 根拠法令等

建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)

II 目的

建設コンサルタント登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する建設コンサルタントについて、建設省に備える建設コンサルタント登録簿に登録することによる、個々の建設コンサルタントの業務内容を公示し、これらの建設コンサルタントを利用する依頼者の便宜に供するとともに、併せて建設コンサルタントの発達助長に資する(昭和52年建設経済局長通達)。

III 営業の要件

なし(建設コンサルタント登録は任意)

IV 建設コンサルタントの範囲

建設コンサルタント(公共工事の前払保証事業に関する法律第19条第3項にいう建設コンサルタント)のうち規程別表に掲げる21部門に係るもの

V 登録の有効期間

5年(有効期間満了後引き続き登録する場合は登録の更新が必要)

VI 登録の要件

- ① 登録部門ごとに技術上の管理をつかさどる専任の者(技術管理者)を置くこと
- ② 建設コンサルタント業務に関する契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有すること

(法人の場合:資本金500万円以上かつ自己資本額1,000万円以上)

(個人の場合:自己資本額1,000万円以上)

以下の1又は2に該当する者（2による部門登録は、当該建設コンサルタントに1名以上の1による技術管理者がいることが要件）

- 1 技術士法による第2次試験を登録部門ごとに定められた技術部門（選択科目に限定あり）で合格し、同法による登録を受けている者^(注1,注2)  **技術士原則**

注1: 造園部門は技術士（建設部門で二次試験選択科目が都市及び地方計画）であり、造園部門に係る業務に関し3年以上実務の経験を有する者としている。

注2: 都市計画及び地方計画部門は、一級建築士で免許取得後同部門に係る業務に関し5年以上の実務経験を有する者も認められている。

- 2 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業後、登録部門に係る業務に関し20年以上の実務の経験を有する者その他の者で、国土交通大臣が上記1と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者（認定要件は下表のとおり）

表. 認定要件一覧

	区分	学科等	必要な実務経験年数
1	大学又は高等専門学校	学科等の規定無し (文科系でも可)	卒業後20年以上の実務経験を有するもの
2	RCCM	試験部門に限定あり (解釈及び運用の方針別表2)	合格し、同規程による登録を受けている者で、合格後、技術士又は技術管理者の指導下で管理技術者等として5年以上の実務経験を有するもの
3	他部門の技術士	選択科目に限定あり (規程別表下欄の選択科目)	合格し、登録を受けている者で、10年以上(技術士取得前を含む)の実務経験を有するもの
4	1~3に該当しない者	—	30年以上の実務経験を有するもの

○登録の停止

【入札・契約手続きに関する不誠実行為】

- ①競争参加資格申請書等に虚偽の記載、②粗雑業務による成果物に重大な瑕疵、③契約違反

【業務に関する法令違反】

- ①建設コンサルタント業務に関する談合・贈賄等、②法人税法、消費税法等の税法違反、③その他の法令違反

○登録の消除

- ①不正の手段により登録を受けたとき、②現況報告書中に事項の虚偽記載、③登録の停止に違反したとき、④不正又は不誠実な行為について、情状が特に重いとき 等

○登録の停止により禁止される行為

- ①登録の停止の対象となる登録部門について、その登録を受けている旨を新聞広告、ホームページなどの表示媒体の種類にかかわらず、対外的に表示すること。
②登録の停止の対象となる登録部門について、その登録を受けていることを参加要件とした新たな建設コンサルタントの契約の締結及び当該契約又は登録停止期間満了時における新たな契約に関連する入札、見積書の提出、交渉等を行うこと。

○登録停止等の公表

登録停止等を行った場合には、速やかに公表するとともに、国土交通省ネガティブ情報等検索サイトに掲載する。

建設関連業登録制度の活用実態(総合評価での評価項目)

・ 建設コンサルタント及び地質調査業の登録は、公募型プロポーザル方式(総合評価型)での技術評価の評価項目(=加点要素)の一つとされている。

登録がある場合、一定点を加算

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	〇〇
予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務等の実績の内容【件数を評価する場合はその旨を記述する】	〇〇
			過去〇年間の同種又は類似業務の業務実績【「平成〇年度から平成〇年度の間」としてもよい】	〇〇
	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	〇〇
	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績の内容【件数を評価する場合はその旨を記述する】	〇〇
		過去〇年間に担当した国土交通省発注業務の業務実績【「平成〇年度から平成〇年度の間」として	〇〇	
	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のものを含む)	〇〇
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			—

出典:「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について(最終改正平成28年3月9日国地契第66号・国官技第352号・国営計第99号・国営整第275号)」

- RCCMとは、Registered Civil Engineering Consulting Managerの略称であり、技術管理者または技術士のもとに、建設コンサルタント等業務に係わる責任ある技術者として、直接管理あるいは照査の責任者のための資格制度である。

1. 概要

建設コンサルタント等業務において、管理技術者または照査技術者として業務の技術上の事項を処理し、又は業務成果の照査の任にあたる技術者の資格として、平成3年に制度化された民間資格である。建設コンサルタント登録の技術部門に対応する形で、21技術部門が設けられている。

2. 試験実施機関

(一社)建設コンサルタンツ協会

3. 登録者数

29,403人(平成29年4月1日時点)

4. 活用方法

- (1)建設コンサルタントの技術管理者認定において、技術管理者又は技術士の下でRCCMに合格後五年以上の実務の経験があれば申請可能となっている。

(参考)大学及び高等専門学校卒業者の場合、20年以上の実務の経験が無ければ技術管理者認定の申請ができない。

- (2)「設計業務等共通仕様書」において、管理技術者及び照査技術者とすることができる旨が明記されている。また、「地質・土質調査業務共通仕様書」において、主任技術者とすることができる旨が明記されている。

既往事例におけるCMRの資格要件・実務要件について

- 地方公共団体等が発注したCM業務の既往事例において、資格要件・実務要件として指定されているのは、主に下表のようなものとなっている。
- 管理技術者としての資格に着目すると、建築分野では**一級建築士、CCMJの2資格をともに有すること**、土木分野では**技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の1資格**を求めている。
- 担当技術者については、業務内容に応じて適宜設定することになるが、下記のような資格が事例から考えられる。

【建築】

管理技術者	担当技術者
<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士 ・CCMJ 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造設計一級建築士 ・建築設備士 ・設備設計一級建築士 ・建築コスト管理士（民間資格） ・建築積算士（民間資格） ・一級建築施工管理技士 等

CCMJ：一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会が認定する民間資格

【土木】

管理技術者	担当技術者
<ul style="list-style-type: none"> ・技術士 （総合技術監理部門又は建設部門） 	<ul style="list-style-type: none"> ・RCCM ・一級土木施工管理技士 ・技術士補（建設部門） ・二級土木施工管理技士（土木） 等

RCCM：一般社団法人 建設コンサルタンツ協会が認定する民間資格

技術士：技術士法（昭和58年（1983年）4月27日法律第25号）に基づく国家資格
21の技術部門が設けられている。

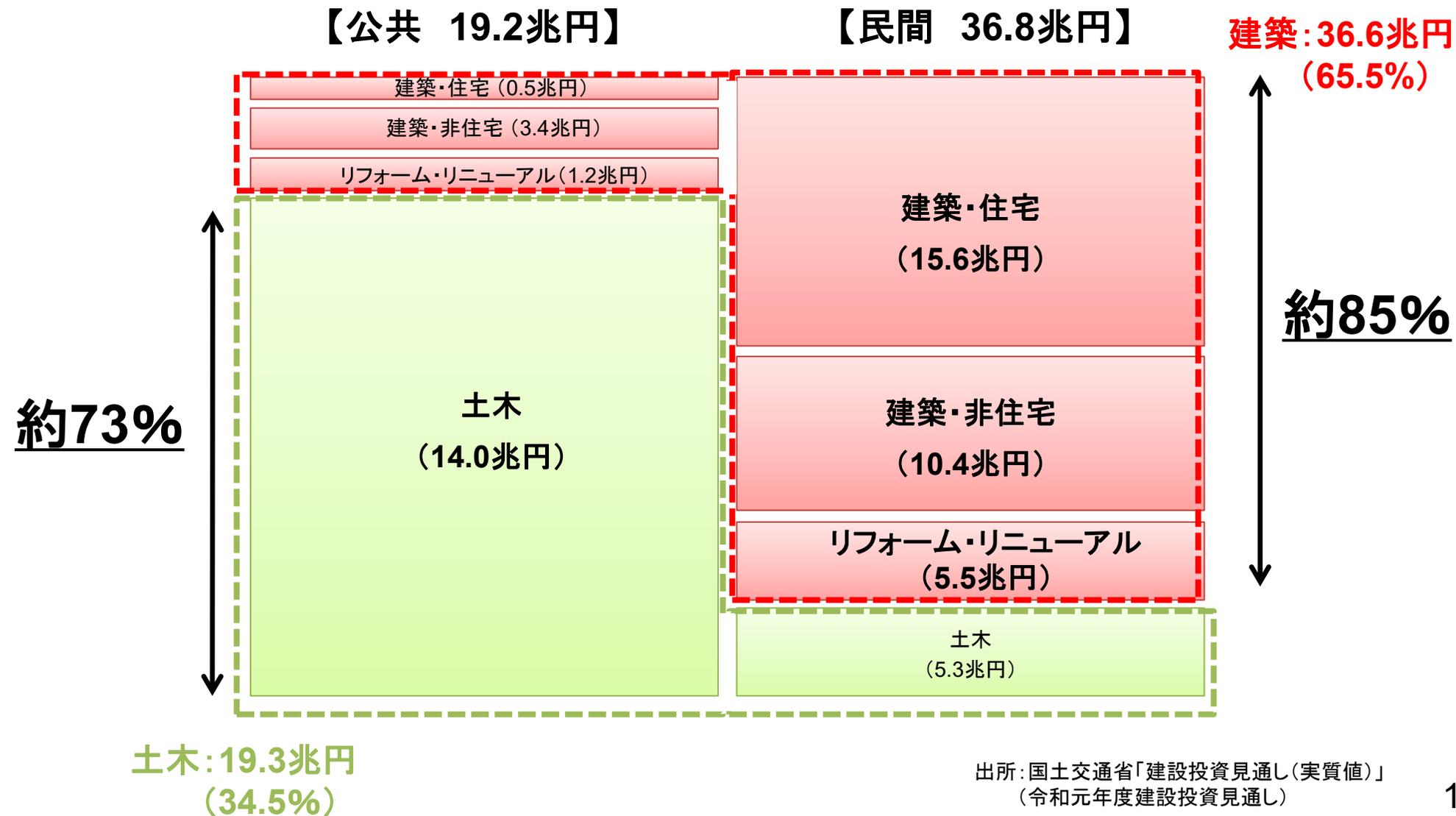
【企業と管理技術者の実績】

+

・当該プロジェクトと同種・類似のマネジメント業務の実績やCM業務の実績
（公共発注には限らない）
等

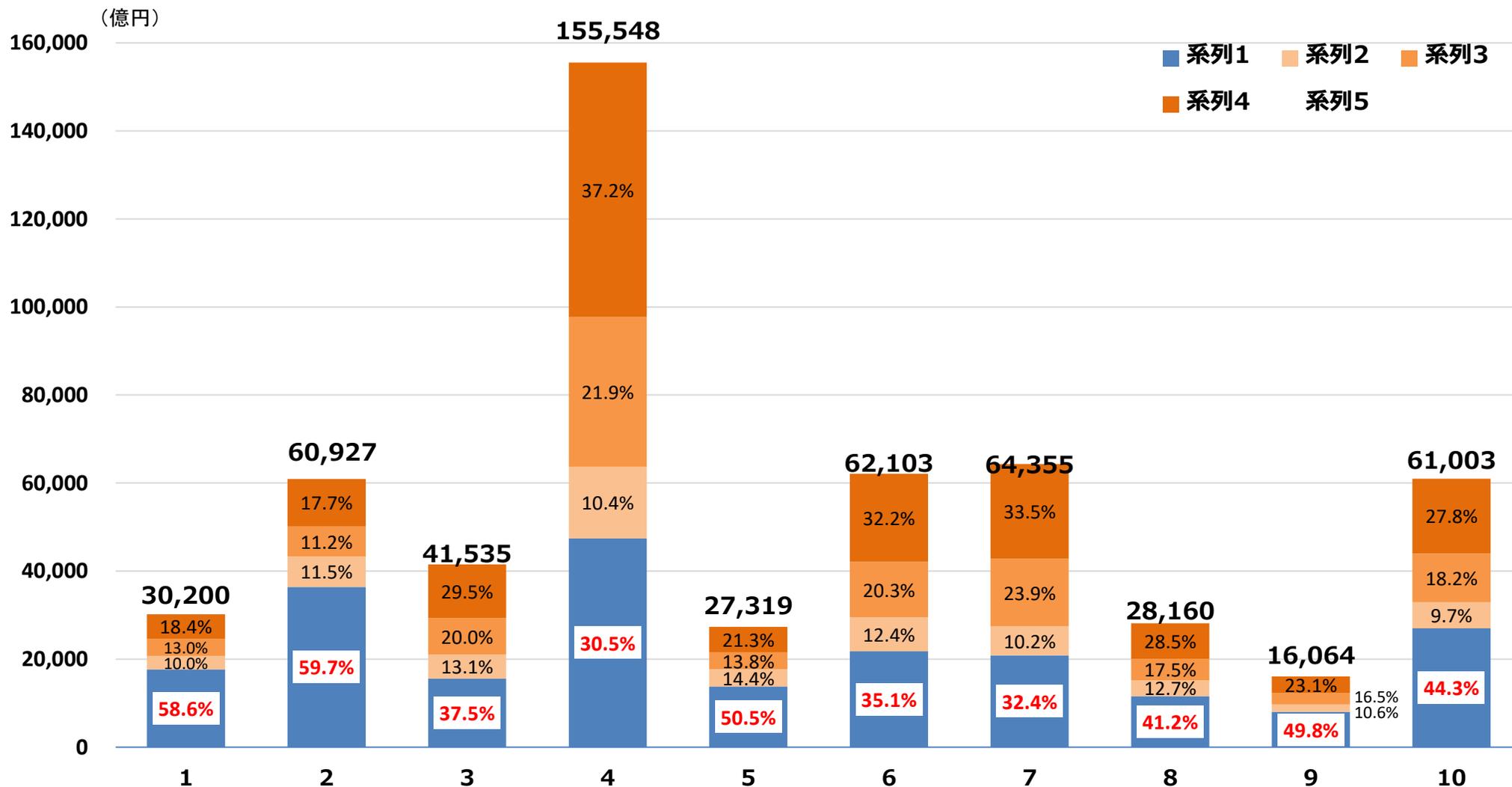
- 建築士の業務は独占業務のため、CM は補完的な位置付けになると考えられる。また、根拠規程が法律か告示か、公共か民間か、土木か建築かでも考え方は変わってくるため、丁寧に整理することが重要である。
- 発注者のニーズに対してどのような仕組みが使いやすいか、それが受注者から見て受け入れられるのか、当事者の視点から整理する必要がある。また、CM 業務を運用していく上では、「約款の整備」、「技術者の資格」、「保険制度」が重要である。
- CM の業務範囲が広範である中、CM 参画のタイミングによって特性が変わってくる。土木と建築だけでなく更に細分化していく必要もあると考えられる。
- 今後の検討課題であるため、時間をかけてしっかりと議論すべきである。

- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が大宗。



地域別の建設工事の内訳

○ 地方部では、都市部に比べ建設工事に占める公共工事の割合が高い傾向。



出典：国土交通省「建設総合統計 出来高ベース」(平成29年度)

○ CMRは、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において各種のマネジメント業務を行うものであるが、CM業務を導入するタイミングや業務内容は個別の事業内容や発注者体制により異なる。

各段階で想定されるCMRの業務内容例

	発注者	CMR
全体	事業執行	全体工程管理支援 全体事業費管理支援 関係者会議運営支援 他機関等調整支援（業務・工事間含む）
企画段階	事業計画 ・全体事業費 ・全体工程 ・事業手法 等	全体事業費算定支援 全体工程策定支援 事業手法選定支援
調査・設計段階	調査・設計業務発注	入札契約方式提案 発注関係資料作成支援 技術提案審査支援
	調査・設計業務監督	発注者の意思決定支援 各種技術的助言
	調査・設計業務完了 検査	検査に係る支援
工事段階	工事発注	入札契約方式提案 発注関係資料作成支援 技術提案審査支援
	工事監督	発注者の意思決定支援 各種技術的助言
	工事完成検査	検査に係る支援

■ 検討事項

- CM方式について、今後、登録制度の必要性や可能性の検討を進めるに際し、発注者が利用しやすい仕組みとして、さらにどのような検討を深めるべきか、特に、CMR求められる具体的な要件・能力と、それらをどのように評価するべきか。
 - ・分野の専門性（建築・土木）
 - ・公共・民間の発注者の区別や業務段階の違いに応じた専門性
 - ・マネジメントに係る専門性



今後のCM業務の活用状況を踏まえつつ、引き続き制度上の位置づけに関する議論を継続していく必要がある。